

第 54 事業年度（令和 8 年度）事業計画書（概要）

（ 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 9 年 3 月 31 日まで ）

1 会議の開催

総会、理事会、運営委員会及びブロック会議を開催する。

2 配合飼料価格差補てん事業

- (1) 基金協会数量契約による契約数量 15,873 千トン
- (2) 積立金対象数量契約による積立金暫定対象数量 15,536 千トン
- (3) 単位数当りの通常補てん積立金の額

（単位：円／トン）

区 分	加入者	契約製造業者			合 計
		基 本	特 別	計	
負担者別通常補てん積立金の額	800	800	800	1,600	2,400

（注） 新規加入者及び前年度の契約数量を上回る加入者に係る「別途納付金」の単価

- ① 新規加入者 920 円／トン
- ② 前年度途中において解約し、第 2 四半期以降の積立金を納付しなかった者が改めて加入する者 1,210 円／トン
- ③ 前年度途中において解約し、第 3 四半期以降の積立金を納付しなかった者が改めて加入する者 1,380 円／トン
- ④ 前年度途中において解約し、第 4 四半期の積立金を納付しなかった者が改めて加入する者 1,550 円／トン

(4) 異常補てん積立金

令和 3 年度の国の補正予算（230 億円）により安定機構に対して交付された補助金に見合う積立金は令和 4 年～8 年度までの 5 カ年で積み立てすることとされている。

また、令和 4 年度の国の予備費（435 億円）により安定機構に対して交付された補助金に見合う積立金は令和 9 年～13 年度までの 5 カ年で積み立てすることとされている。

さらに、令和 4 年度の農畜産業振興機構により安定機構に対して交付された返還条件付き補助金（9 億円）に見合う積立金は令和 7 年～8 年度までの 2 カ年で積み立てすることとされている。

全日基が令和 8 年度に安定機構に納入する異常補てん積立金の額は約 43 億円である。

(5) 通常価格差補てん金の交付

令和 8 年度第 1 四半期（4 月～6 月）の通常価格差補てん金については、平均輸入原料価格が公表される 7 月に交付要件を満たすか否か判断する。

収支予算書の補てん金の総交付額については、補てん準備財産見込額を計上している。
補てん金の交付は、前年度からの補てん準備財産を財源として、的確に交付することとする。

(6) 長期借入金の計画的な返済

令和4年度及び5年度に借入れた長期借入金の令和7年度末の残額は、約221億円となる。
令和8年度の返済については、(公社)配合飼料供給安定機構との通常補填推進財源貸付契約書10条に基づき、令和8年5月～令和9年1月の間に約73億円を返済することとする。

(7) その他

- ① 通常補てん積立金については、定款及び財産管理運用規程の定めるところにより適正に管理する。

3 配合飼料価格安定基金制度の運営

① 配合飼料価格安定基金制度の運営

ア) 補てん契約への継続加入

補てん加入者の継続的な契約を促進するため、補てん制度の意義について周知するとともに、新規加入者に係る別途納付金制度の適正な運用等を行う。

イ) 補てん金契約管理システムのバージョンアップ

補てん金契約管理システムについて、必要なバージョンアップを逐次実施する。

ウ) 配合飼料価格差補てん事業の運営に関する実態調査

飼料荷受組合、特約店及び加入畜産経営者における補てん金交付業務の実態について調査し、補てん事業の適正かつ円滑な運営を図る。

エ) 配合飼料価格安定制度の見直しにかかる検討

配合飼料価格安定制度にかかる今日的な在り方について、全日基内において引き続き検討していくとともに、農林水産省が主催する「配合飼料価格安定制度に関する検討会」において関係組織と広く協議を行う。

4 基金協会への支援

(1) 基金協会に対する事業運営費の助成

基金協会数量契約による契約数量が寡少である基金協会に対し、契約数量、畜産振興事業の実施状況等を加味し、基金協会事業運営費の助成を行う。

(2) 基金協会役職員研修会の開催

基金協会の総会で新たに選任された常勤役員等を対象とした業務研修会を協同組合日本飼料工業会と共催で行う。

5 基金協会の事業実施体制のあり方の検討

畜産経営者の減少、配合飼料供給量の伸び悩み等基金協会をめぐる情勢の変化に対応し、基金業務と畜産振興業務の両立の観点から基金協会の業務内容の現状・見通し等を踏まえ、基金協会の再編統合をはじめとする今後の事業実施体制のあり方についてより具体的に検討する。

6 東京都配合飼料価格安定基金協会の事務代行について

一般社団法人東京都配合飼料価格安定基金協会の運営事務の代行を引続き行う。

7 一般社団法人全日本畜産経営者協会との連携・協力について

一般社団法人全日本畜産経営者協会は、基金の加入者を組合員とする飼料荷受組合が会員となっており、相互に連携・協力して、基金の加入者である畜産経営者に貢献する。

以 上